

令和4年第3回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第71号

令和4年6月2日(木) 山ノ内町役場議場に開く。

令和4年6月2日(木) 午前10時開会

○ 議事日程(第1号)

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第4号 令和3年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
- 4 報告第5号 専決処分の報告について
専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 5 報告第6号 放棄した私債権の報告について(水道料金)
- 6 報告第7号 令和4年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について
- 7 承認第3号 専決処分の承認について
専決第5号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算(第10号)
- 8 承認第4号 専決処分の承認について
専決第6号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算(第11号)
- 9 承認第5号 専決処分の承認について
専決第7号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 10 承認第6号 専決処分の承認について
専決第8号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
- 11 承認第7号 専決処分の承認について
専決第9号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 12 承認第8号 専決処分の承認について
専決第10号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 13 承認第9号 専決処分の承認について
専決第11号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 14 承認第10号 専決処分の承認について
専決第12号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 15 承認第11号 専決処分の承認について
専決第13号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 16 議案第28号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）
- 17 議案第29号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第30号 令和3年度道路改良工事請負契約の締結について
- 19 議案第31号 令和4年度山ノ内町社会体育館解体工事請負契約の締結について
- 20 議案第32号 奥志賀地区地上権設定の期間延長に伴う変更契約の締結について
- 21 議案第33号 町有財産（土地）の無償貸付について
- 22 議案第34号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	塚田一男君	8番	渡辺正男君
2番	湯本るり子君	9番	山本光俊君
3番	白鳥金次君	10番	西宗亮君
4番	山本岩雄君	11番	小林克彦君
5番	湯本晴彦君	12番	徳竹栄子君
6番	布施谷裕泉君	13番	高山祐一君
7番	高田佳久君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	古幡哲也	議事係長	田村英則
--------	------	------	------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	山本和幸君

教育次長 小林元広君 消防課長 湯本睦夫君
危機管理課長 町田昭彦君

(午前10時00分)

議長(高山祐一君) おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

令和4年第3回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

2月に攻撃が始まったロシア・プーチン政権によるウクライナへの軍事侵攻は、既に3か月が経過しました。この間、町議会では3月定例会において、ロシアの軍事侵攻に抗議する決議を行ったところですが、国際的にも各国から批判を受ける中、一向に攻撃の手を休めることもなく、長期化する見通しでもあり、何の罪もない多くの市民を犠牲にして、破壊や略奪、暴力など残虐で非人道的な行為を繰り返し、市民の心の傷も深く、重くのしかかっています。

ウクライナ情勢の悪化は世界経済にも大きな混乱を招いており、物価の値上がりや納期の遅れなど、私たち国民生活にも重大な影響を及ぼしています。これらのことは決して許されることではなく、一日も早い停戦とウクライナの平和と復興、そして人々に安住の日が戻ることを切に願うものであります。

翻って、国内においては、新型コロナウイルス感染症陽性者の発生は、ひところのピーク時と比べ少しずつ減少してきており、長野県では先頃、感染警戒レベルの基準が見直されたところですが、北信圏域においては昨日、レベル2に引き下げられました。また、町内における陽性者の発生は、6月1日まで直近の1週間で見ますと14人と、かなり減少してまいりましたが、感染のリスクは依然として存在しており、ワクチンの積極的な接種をはじめ、基本的な感染対策を引き続き行っていく必要があります。

産業面では、今年のゴールデンウィークは、残雪の春スキーや行楽客のほか、善光寺御開帳などの行事と重なったこともあり、町内にも久しぶりのにぎわいが戻り、観光業者や飲食業者の元気を取り戻すきっかけとなり、産業の活性化に向けて明るい材料となりました。

また、町内では、7年に一度の御柱祭が各地区で行われましたが、コロナ禍のため、今までやむを得ず延期や中止となっていた地域の活動につきましても、感染対策には十分配慮しつつ、徐々に再開され、住民同士の笑顔や交流が増えていくことを期待します。

さて、本定例会に提出されます諸議案につきましては、後刻町長から説明いただきますが、議員各位におかれましては、全ての案件に対し十分な審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会となるよう格段のご協力をお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、引き続き感染症対策に配慮しつつ、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

会議に入る前に、執行機関側の座席の変更について申し上げます。

議場における感染予防及び令和4年4月1日付の人事異動に伴いまして、変更後の執行機関側の座席表をお手元に配付してありますので、ご確認をお願いします。

(開 会)

(午前10時04分)

議長（高山祐一君） ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和4年第3回山ノ内町議会定例会を開会します。

クールビズについて申し上げます。

節電と省エネルギー対策推進及び熱中症対策の一環として、本年もクールビズを実施しておりますので、ご承知願います。

議長（高山祐一君） 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 改めて、おはようございます。

本日ここに令和4年第3回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

昨日6月1日付で、北信圏域新型コロナ感染警戒レベルが3から2に引き下がりました。しかし、新型コロナが発生し2年半近くになり、一時より重症化リスクは低下したものの、新規陽性者が発生し続けることから、7月6日から4回目のワクチン接種、PCR検査キットの購入、観光商工業・農業対策を行うとともに、ロシアによるウクライナ侵攻による住民の物価高への支援対策も必要になってまいりました。

一方、町にとっても、12月竣工予定の（仮称）新東部浄水場建設工事が、コロナやウクライナ侵攻により半導体が納入できず、大幅な工期延長を要望されたり、ごみ収集車購入の入札も同様の理由で、半導体不足による期限内に納車不可能とのことで全社が入札辞退など、大変な支障を来しております。

一日も早いコロナや戦争の終結を願うとともに、改めて戦争の悲惨さ、核の恐ろしさ、平和の尊さを後世に伝える活動が大切であると感じております。

4月16日から6月26日まで、志賀高原ロマン美術館開館25周年記念展として、三澤忠展を開催しております。三澤さんは長年、菅や角間にアトリエを持ち、信州の雪を中心に描かれております。

文部科学大臣賞受賞の祝賀会にお招きいただいた際のエピソードとして、日展審査委員長をお務めになられたり、若い頃、アルバイトで島倉千代子さんの「からたち日記」の発表会の着物の下絵を描かれたり、福田赳夫元首相に大変ごひいきしていただいたとお話をお聞きしております。4月11日発行の広報伝言板に町民優待券が添付されておりますので、この機会に三澤さんの作品をご鑑賞いただくようお願い申し上げます。

4月27日に、旧北小学校を改修したすがかわふれあいセンターが竣工し、利用されています。西小学校・北小学校の統合により、廃校舎を地域の活性化拠点施設として一部リニューアルするとともに、新たに大会議室を併設しました。地域の皆さん方に大いに利活用いただき、交流

や活性化が図られることを期待しております。

三澤さんよりご寄贈いただきました100号の絵画の中に「冬の須賀川」2点があり、オープン記念に玄関へ展示しましたので、併せてご鑑賞いただければと思います。

スキー観光が新型コロナの影響により十分でなかった分、1か月延長された善光寺の御開帳、各地区の御柱祭で、町内観光のにぎわいを大いに期待しておりましたが、一定の誘客はあったものの、大幅な規模縮小・内容変更により、従来ほどではありませんでした。コロナ禍ですが、夏・冬のイベントや誘客活動による観光振興対策の取組に、県や観光団体の皆さんと協力して推進してまいります。

一方、観光庁がコロナ禍のインバウンド実証事業として、海外の旅行関係者などのツアーを募集し、当町のスノーモンキー見学に2グループが訪れます。今後のインバウンドの起爆剤になることを大いに期待しているところでございます。

令和2年10月、約1年7か月ほど前ですけれども、石川県志賀町から、志賀高原と志賀、「志賀」と書きますけれども、山と海で交流できないかのご提案をいただき、早速、志賀高原観光協会へお伝えしたところ、どういうことができるのかをお会いし、意見交換の機会をとこのことから、両町長、観光協会でスケジュール調整しましたが、コロナ禍で県をまたぐのは控えると両県の方針が示され、中断されておりました。

コロナが収まったわけではありませんが、ある程度落ち着き、重症化率も下がったことから、5月24日、25日に志賀高原観光協会と志賀町を訪問してまいりました。町内の視察、町長と懇談をし、次回は当町へ訪問いただくことにしました。志賀町は、人口1万9,000人、予算規模は120億円、漁業の町で、現在稼働してはおりませんが、志賀原発が道端にありました。

なお、時節柄、コロナ対策上、志賀町との会食は控えました。

志賀町長が来町の折、友好交流、災害協定、観光協定など、改めて交流事業内容について、志賀高原観光協会の皆さんも交えて、具体的に相談してまいりたいと思っております。

さて、本議会にご提案申し上げます案件は、報告事項4件、補正予算2件、専決処分の承認9件、契約の締結4件、条例の一部改正2件の計21件でございます。十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。ありがとうございました。

(開 議)

(午前10時11分)

議長（高山祐一君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（高山祐一君） 諸般の報告を行います。

次に、請願、陳情について申し上げます。

去る5月25日の議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、陳情2件であります。会議規則第95条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託

いたしましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

次に、管内視察について申し上げます。

常任委員会の調査活動として、毎年6月定例会に実施しております管内視察につきましては、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、それぞれ所管する課長等と協議の上、期日までに実施されるようお願いいたします。

次に、一部事務組合等の議会関係について申し上げます。

去る3月25日には、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、専決処分の報告のほか、条例の一部改正1件及び令和4年度一般会計予算が原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（高山祐一君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

3番 白鳥金次君

4番 山本岩雄君

5番 湯本晴彦君

を指名します。

2 会期の決定について

令和4年第3回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期16日間)

月日	曜	種別	開会開議	閉議閉会	内容
6. 2	木	本会議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第4号～第7号 上程、提案説明、質疑、採決 承認第3号～第11号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第28号～議案第35号 上程、提案説明
		全員協議会			本会議終了後

3	金	休 会			
4	土	休 会			
5	日	休 会			
6	月	休 会			
7	火	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
8	水	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
9	木	本 会 議	午前10時	午後5時	議案審議 議案第28号～第33号 質疑、討論、採決 議案第34号～第35号 質疑、常任委員会付託
10	金	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査・管内視察）
11	土	休 会			
12	日	休 会			
13	月	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査・管内視察）
14	火	休 会			
15	水	議 会 運 営 委 員 会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
16	木	休 会			
17	金	本 会 議	午後2時	午後5時	常任委員会報告

議長（高山祐一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日6月2日から6月17日までの16日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月2日から6月17日までの16日間に決定しました。

3 報告第 4号 令和3年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

4 報告第 5号 専決処分の報告について

専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

5 報告第 6号 放棄した私債権の報告について（水道料金）

6 報告第 7号 令和4年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について

議長（高山祐一君） 日程第3 報告第4号から日程第6 報告第7号までの報告についての4件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長古幡哲也君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上4件について、報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第4号 令和3年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告から報告第7号 令和4年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告までの4件について、一括して報告いたします。

初めに、報告第4号 令和3年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告についてご説明申し上げます。

令和3年度山ノ内町一般会計予算の繰越しにつきましては、令和3年度一般会計予算のうち、3月議会の補正予算（第9号）で繰越しのご承認をいただきましたエレベーター改修工事、社会保障税番号制度対応システム改修事業、情報収集等業務効率化支援事業の3件、また、3月30日専決第6号 補正予算（第11号）で繰越しをしました住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業の2件、合わせて5件であります。

繰越しした額の総額9,787万7,000円について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を作成しましたので、報告するものでございます。

次に、報告第5号 専決処分の報告について、専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。概要につきましては、当該町道を走行中、立木から雪庇が落下し、フロントガラス等を損壊させたものです。発生日時は、令和4年2月25日午前11時30分頃、発生場所は、町道苗間入口中須線内でございます。相手の住所氏名は、山ノ内町大字佐野2534番地35、大井進一氏であります。賠償金額は42万6,402円です。

以上について、令和4年4月12日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、報告申し上げます。

続いて、報告第6号 放棄した私債権の報告について（水道料金）について申し上げます。

山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった水道料金について債権放棄したものであります。放棄した金額は696万6,379円でございます。

次に、報告第7号 令和4年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告

について申し上げます。

この事業計画及び予算につきましては、公社定款に基づき理事会で承認されたもので、公社から提出を受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上、報告第4号から報告第7号まで4件についてご説明申し上げます。

なお、細部につきましては、報告第6号を建設水道課長から、報告第7号を総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

報告第6号について、建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） 〔報告に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 次に、報告第7号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔報告に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 報告第4号について質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。

以後の議案についても同様とします。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第4号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 令和3年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

報告第5号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第5号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 専決処分報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

報告第6号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第6号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号については、報告書のとおり受理することに決定しました。
報告第7号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第7号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

-
- 7 承認第 3号 専決処分の承認について
専決第 5号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）
 - 8 承認第 4号 専決処分の承認について
専決第 6号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）
 - 9 承認第 5号 専決処分の承認について
専決第 7号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 10 承認第 6号 専決処分の承認について
専決第 8号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
 - 11 承認第 7号 専決処分の承認について
専決第 9号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 12 承認第 8号 専決処分の承認について
専決第10号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 13 承認第 9号 専決処分の承認について
専決第11号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議長（高山祐一君） 日程第7 承認第3号から日程第13 承認第9号までの専決処分の承認についての7件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長古幡哲也君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上7件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第3号 専決第5号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）から承認第9号 専決第11号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）までの7件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第3号 専決処分の承認について、専決第5号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）について説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、除排雪経費に係るものでございます。補正予算額は、歳入歳出それぞれ5,000万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ85億4,780万8,000円としたものでございます。

次に、補正予算の歳入については、財政調整基金繰入金を5,000万円増額するものでございます。歳出につきましては、町道除排雪委託料の不足が予想される5,000万円について増額補正するものでございます。緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決したものでございます。

続いて、承認第4号 専決処分の承認について、専決第6号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正でございます。補正予算額は、歳入歳出それぞれ942万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ85億5,723万4,000円としたものでございます。詳細は、それぞれの事業の精算と国の補正予算に対応する事業の計上でございます。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みより、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の増額補正、入湯税の減額補正などを行ったものでございます。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の額の確定に伴う増額補正でございます。

利子割交付金につきましては、額の確定による減額補正で、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金につきましては、額の確定に伴う増額補正でございます。

地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定による増額補正でございます。

国庫支出金及び県支出金につきましては、新型コロナウイルスに係る補助金や除雪に係る補助金の増額など、精算や事業費確定による補正でございます。

寄附金につきましては、一般寄附、ふるさと寄附金の収入実績による増額補正といのちを守る森づくり寄附金の減額補正であります。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減額、ふるさと基金、森林経営管理基金についても、充当事業の実績に伴う減額補正で、新型コロナウイルス感染症拡大防止基金につきましては、3年度分の利子補給対象額繰入れに伴う増額であります。

町債は、事業費精算などによる減額補正でございます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費から諸支出金、特別会計繰越金までの補正額については、事業の精算などによる補正となっております。

次に、承認第5号 専決処分の承認について、専決第7号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,871万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,016万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、決算見込みによる国民健康保険税の減額と県支出金及び他会計繰入金の減額でございます。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費と保健事業費の減額でございます。

続いて、承認第6号 専決処分の承認について、専決第8号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ318万円を減額し、予算の歳入歳出総額をそれぞれ1億8,090万1,000円とするものでございます。

歳入の内容は、収入見込みによる後期高齢者医療保険料のほか還付加算金を減額し、保険料還付金を増額するものでございます。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金等を減額するものでございます。

次に、承認第7号 専決処分の承認について、専決第9号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、令和3年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,540万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,595万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険料300万円、繰入金2,060万7,000円及び諸収入180万1,000円の減額でございます。

歳出の主な内容は、保険給付費及び地域支援事業費の決算見込みによる減額であります。

続いて、承認第8号 専決処分の承認について、専決第10号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を180万円減額し3,739万3,000円に、支出額を181万6,000円減額し1億7,340万3,000円にするものでございます。

内容につきましては、公共ます設置工事等の事業費確定に伴う減額補正でございます。

次に、承認第9号 専決処分の承認について、専決第11号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を125万円減額し5,943万5,000円に、支出額を154万2,000円減額し1億454万6,000円にするものでございます。

内容につきましては、通報システム更新工事等の事業費確定に伴う減額補正でございます。

以上、承認第3号から承認第9号までの7件についてご説明申し上げます。

なお、細部につきましては、承認第4号を総務課長から、承認第5号を健康福祉課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

承認第4号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） [承認に基づく補足説明]

議長（高山祐一君） 次に、承認第5号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） [承認に基づく補足説明]

議長（高山祐一君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第3号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について、専決第5号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり承認されました。

承認第4号について質疑を行います。

11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 11番 小林です。

39ページの民生費なんですけど、保育所費で報酬1,200万円の会計年度任用職員が減額になっているんですけど、この理由をお聞かせください。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

報酬、それから3の職員手当、それから8の旅費につきまして、全て会計年度任用職員の欠員による減額ということで、当初から人を探していたわけですけども、なかなかこれと思うように見つからず、火の車で保育所を運営していたわけですが、結果として見つからなかったということで、欠員ということで、精算の上、この金額の減額ということでございます。

人数等については、ちょっと今お答えができませんので、よろしく願います。

議長（高山祐一君） 小林克彦議員。

11番（小林克彦君） ということは、努力した結果ではあるんでしょうけれども、今のお話ど

おり欠員で運営していたと、いわゆる保育士さん等々の欠員が生じていて、これだけの見込みから減額になったということではないんですね。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） ちょっと言葉が足りないで申し訳なかったんですが、いわゆる保育園を運営する基準は満たしております。ただ、本来もう少し余裕がないと、職員が休んだりするものに不足が生じるわけですが、こういったところの代替職員だとかいう部分が不足しております。自由に休暇が取れたりできないというような状況が常日頃から起こっております。こういった部分を改善するために、会計年度任用職員を補うわけですが、この手当てができなかったということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（高山祐一君） 小林克彦議員。

11番（小林克彦君） すみません、もう一点お願いします。

44ページの衛生費で恐縮なんですけれども、コロナ対策予防費、これは精算で2,053万円返すということになるんでしょうけれども、非常に分かりにくいんです。国から来て、ダイレクトに委託して払っているということなんです。見込みにもよるんでしょうけれども、結局私などは、受け取るとすれば、接種率が100%いないから、その分が余剰金として出たということなのか、それとも、接種率は一応100%とは、当然見られないんで、90%とかでやって、そういうことの上で、当初予定の接種率はいっているんですけども、これだけの余剰金が出たというのか。接種率の問題なのか、運営の実態の精算なのか、その2点だけ説明ください。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

3月補正のときに2,000万円増額をいたしました。このときの理由につきましては、2月から3月にかけて、大規模接種会場等を独自の力でできないということから、外部の力を借りましょうということで見込んだ結果、その金額がかなりになるというふうな試算で予算化したものであります。

ただし、今のご質問の中にありました接種率で云々というようなことで減額になったということではなく、会場の設営が、極端に言えば少なくなったとかいうような形、それとか、または予約で当初見込んでいた接種日を半分にしたというようなこと、そういった部分で、スタッフの減少だとかいうようなところがございますので、いわゆる接種率で金額が変わるというようなことはございません。

今言ったような部分でいきますと、1会場を半日つくる上で、スタッフとお医者さんがこの程度いて、どの程度の人員と消耗機材が必要でこうだという部分が、直営でいけば分かるんですけども、第三者に委託するときには、その分が見込めないということで、少し過大な見積りをしたというようなことも、ここの減額の原因ということになります。

接種率につきましては、3月末現在というところの数字は持ち合わせておりませんが、おおむね5月で、3回目の人員が対象者の7割というようなことに現在なっております。

以上です。

議長（高山祐一君） 小林克彦議員。

11番（小林克彦君） ワクチンそのものは無料で来るわけなんで、廃棄しているような実態もあるというようなことで、残念ですけども、しかし、今の話だと、会場を押さえるに、例えば100人、1,000人見えるというのと、実際には500人ほどしか来なかったというような場合のそういう差というのは、あまりここには反映されていないということですかね。押さえたものは払っているからということでもいいんでしょうか。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

まず、1点目の会場を押さえて云々というようなこと、これでいった場合には、当初計画した接種の場所と回数という部分について、接種、これだけ来るだろうという見込みでやったわけですが、予約受付をしたところ、なかなかその人数が集まらなかったということで、3月の終わり頃には1会場に絞っていくというようなことも実際ございました。

こういった部分の中で、スタッフを直営で動かした、外の第三者機関を使わなかったということが、委託料が大規模に安くなったと、安価になったという要因でございますので、特段接種が遅れたとか、そういうことはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（高山祐一君） ほかにありますか。

5番 湯本晴彦君。

5番（湯本晴彦君） 5番 湯本です。

1点お願ひいたします。

35ページですけども、民生費の心身障害者等福祉費、財源のところの内訳で、国・県の補助がほとんどマイナスのところ、上から3番目の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が増額で、歳入のほうにも入っていると思うんですが、この補助金がどこに充てられているのかがちょっと分からなかったもので、それを教えていただきたいのと、具体的にどんな事業に使われているのかも教えていただければと思ひます。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

こちらの国庫金のほうが増えた内容ですが、事業精算の中で、当初見込んでいた計画数字よりも金額が増えたということでございます。

なお、こちらの事業費の減額のほうについては、あくまでもここに載っているのは財源振替えということですので、事業精算の減額のほうに、この部分については当たっていないということ承知しております。

なお、生活困窮者の就労準備支援事業につきましては、ちょっと今、持ち合わせのところ頭になくて申し訳ないんですが、今ちょっとお答えができません、すみません。

議長（高山祐一君） 5番 湯本晴彦君。

5番（湯本晴彦君） もし分かったらですけども、例えばコロナ失業とか、何かそういうのの背景で、やってみたらそういう人たちが増えて増額になったとか、もしそういうのが分かれば教えてください。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） 後ほどまた調べまして、ご連絡するというので、ご理解よろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） よろしいですか。

ほかにありますか。

8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男です。

14ページが一番下の地方交付税と特別交付税の増額と、それから、18ページ下の土木費国庫補助金の町道除雪費補助金、社会資本整備総合交付金事業、ここの増額全体についてなんですが、除雪排雪費にかなり費用がかかったということは理解をしているんですが、今年度というか3年度の除雪費用の総額と、それに対する財源、今示しましたけれども、その部分で、前回の国から来るほうだったかな、減額というような補正だったと思うんで、その辺が追加ということで補填されたというふうに見ればいいのか、その辺ですね。全体として、町道除雪・排雪について総額どのぐらいかかって、その財源について十分な財源の手当てがされたのか、その辺について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） お答えします。

まず、除排雪費総額につきましては4億3,100万円でございます。このうち、除雪は3億1,500万円、排雪が約1億円という内容でございます。

それで、財源でございますけれども、当初予算では6,200万円というふうに見込んでおりましたけれども、1次配分で880万円ほどしか配分されませんでしたので、減額補正をしたところですけども、ここで追加配分で2,200万円の増額が来ました。それと、もともと見込んでいなかった臨時道路除雪事業費補助金ということで1,300万円も追加されて、総額では4,373万円ということで、当初6,200万円と比べて70.5%という内容でございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） すみません、質問の数を言い忘れて申し訳なかったです。2つで、もう一つお願いいたします。

先ほど小林克彦議員も質問されたところなんですが、民生費の38、39ページの人件費の関係ですね、報酬、手当の部分ですが、欠員という言葉と、火の車というような課長の表現があったんですが、37、38ページの会計年度任用職員の部分がありますね、児童福祉総務費の。これもやっぱり同じなんですかね。人員を探していたけれども、なかなか見つからなくて、かなり

厳しかったというようなこととか、先ほどの表現からいえば、火の車というような状況だったのか、その辺について、働いている人たちの雇用が本当に大丈夫なのかなというのが心配になるんですが、その辺の状況について、児童クラブのほうも含めて、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

37ページから38ページにかけての児童福祉総務費のほうの報酬、職員手当等、旅費は、会計年度任用職員の関係でございますが、こちらに対応している部分については、放課後児童クラブの職員、それからゆめっこの職員、それから家庭児童相談員、この3職種を児童福祉総務費のほうで賄っております。

その中で、やはり児童クラブの職員については、それぞれ子供の数によって、もう少し欲しいなというようなところが実際ございました。ただ、この部分につきましては、昨年コロナの感染が拡大した関係で、実際児童クラブにお越しになる児童が極端に減ったというところもございまして、定員どおりに来れば、非常に困難であったかというふうに思いますけれども、若干その分、来る子が少なかったというような状況もありまして、何とか乗り切ったというふうなことでございます。

以上であります。

議長（高山祐一君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について、専決第6号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり承認されました。

承認第5号について質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 1点お願いいたします。

6ページなんですけど、6ページからが歳出なんですよね。大きく3、歳出というふうに頭に書いてあれば分かりやすいんですが、それが落ちているんですけども、それでいいんだよね、

歳出というふうに見ていいんだよね。

質問のほうは、前回、先ほどの補正の中で、保険給付費を増額補正、前回7,700万円ですか、したけれども、今回は思いのほか伸びずに、5,454万円の減というようなこと、一般被保険者のほうですね。前回の補正も今回の補正も見て、7,000万円増えようが減ろうが、基金の繰入金にはそんなに大きな影響が出ないという、これが図らずも分かったんじゃないかなと思うんですよね。

だから、保険給付費が前回七千何百万円増えるから、基金の繰入れも増額しなきゃいけないというようなことは本来なるはずだし、今回みたいに五千何百万円減額すれば、当然基金の繰入れも減額というような形の補正になろうと思うんですが、本当にこれ見ていると、全体の中で、県に一本化された中で、やはり県のほうから来るお金と保険給付費で、増えれば増える、減れば減るで、特別な基金対応は必要ないという状況だと思うんですよ。

だから、保険料の増減だけしか、基金を使う部分というのはないというふうに私は考えたんですが、その辺について、今回の補正、基金繰入れは、5ページの17万7,000円の減だけですが、積立てになるんだろうなというふうに想像しますけれども、実際に3月30日現在の補正ですけれども、それから2か月たって、出納閉鎖もされている中で、決算の見込みというのはほぼ正確にできると思うんですよね。

その辺の見込みについて、この時点のそれを今、先ほど説明受けましたけれども、最終的に決算はどのようなふうになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） 具体的な決算の状況につきましては、現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、お答えがちょっとしにくいわけではありますが、基金の内容につきましては、年度末現在で2億4,600万円ほどになるというふうな見込みで現在おります。

それで、今のご質問の中で、基金の対応で、保険給付費のほうには充てないのだからというようなこともございますが、私どものほうとすれば、保険税が入って、納付金として納めるわけですけれども、何らかの事情で保険税のほうに納付金に追いつけなかったとか、そういった部分については、当然ながら基金で、その年は対応していかなくちゃならないということもございます。

また、今回、保健事業費のほうは、やはりコロナの影響で健診等が少なくなってきたというところも、やはり事業費の減というようなことから、基金で対応いたしていた事業費が減少したという部分もあって、基金の繰入れが少なくなったということもございます。

以上であります。

議長（高山祐一君） よろしいですか。

11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 一つお願いします。

7ページ、保険給付費、出産育児一時金、これ、すごい減額なんですね。630万円に対して

約半額減額と。これは結果ですから何とも言えないですけども、国保の関係の方で出産を見込んだ数の、見込んだって予定したですね、予定した人数は何名で、実際に出産いただけた方は何人なのか、人数でちょっと教えてください。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

予算の金額につきましては、15名でございます。それから、実際使用した者につきましては、8名でございます。

以上です。

議長（高山祐一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について、専決第7号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認されました。

承認第6号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について、専決第8号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

承認第7号について質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

8 番（渡辺正男君） 8 番 渡辺正男です。

お聞きしたいのは全体なんです、今回の補正は、やはり 3 月 30 日付ということで、決算前の最後の最終補正ですよ。

議長（高山祐一君） 渡辺議員、何件ですか。

8 番（渡辺正男君） 1 件です、全体に関わっちゃうんで。

それで、今回のですが、繰入金を歳入で、基金からの繰入金を減らしているということなんです、当初予算では 5,600 万円を基金繰入れするということになっていて、全体補正で減額になり、また今回も減額ということで、今回 1,490 万円の基金繰入れが残るということで、これは 5 ページですね、なっていますが、歳出のほうで、10 ページ一番下の基金積立て、ここに 376 万 9,000 円ですか、補正がありますが、片方で基金繰入金を 1,800 万円やめて、基金に 375 万円積立てという、このつじつまというのはどうなんですかね。基金繰入金を、だから 1,400 万円ぐらいにというんですかね、ここで 370 万円も減らして、基金積立てのほうはいじらないというやり方があるのか、両方の調整がどうしてこうなるのかというのを、まず 1 点目、聞きたかった部分なんです、それと関連して、2 点目またお願いします、その点についてお願いします。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

同じ補正の中に減額と積立てのほうが入っているという部分で、その部分、調整ということができないかというようなことにお聞きしたわけですが、金額を明らかに基金の中で明確化するために、積むものは積む、それから、精算するものは精算するという考え方に基づいて、積むものについては何かといいますと、国からの特別な交付金等が来て、それが事業に使わなかった場合には基金に積んで備えてくださいという、こういった指令でありましたので、使わない部分を明確化したものについて、370 万円ほどの金額になるわけですが、その部分は、376 万 9,000 円ですね、この部分は新たに積むというような仕掛けで、今回補正のほうをさせていただきます。

なお、基金繰入金につきましては、総額的な財政の調整ということで金額を直したということでご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（高山祐一君） 8 番 渡辺正男君。

8 番（渡辺正男君） 2 点目なんです、3 ページの総括、歳入の部分で、歳入歳出両方ありますけれども、普通に保険給付費が約 2,000 万円、地域支援事業、若干減っていますけれども、それに対して今回の対応は、ほぼ基金繰入れの 2,000 万円減で対応しているということで、国庫支出金は逆にちょっと増えて、県支出金がちょっと減って、一般会計からの若干調整はあるけれども、支払準備交付金ですか、第 2 号被保険者の国のほうから来る、国というか支払基金から来る、そっちのほうは補正なしということで、本来、負担のルール分に沿った補正というのが一番理想なのかなと思いますが、これでつじつまが合うのかなというのがとても不

安なのと、結果的に3月30日での補正、最終補正を見ても、全体像というのは全く分からないというのが現実かなというふうに思うんですね。

最終的には、去年よりも保険給付費が1億円ぐらい増えている状態で最終補正を迎えていますけれども、本当にそうなるんですかね。それから2か月たっていますので、保険給付費というのは本当にこの16億8,800万円ですか、この状態なのか、前年度並みに減っているのか、それともこれ以上増えるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

保険給付費につきましては、3か年の事業計画に基づいてやっているわけですが、実際には計画の数字に支出が及んでいないということで、年々基金に積み上がるというようなことが、過去からずっと同じ経緯でまいてきているというところであります。

なお、前回の議会でも、国の支出金と合わないんじゃないかというような、同じようなご質問あったかと思うんですけれども、これについては、やはり国から支出いただく補助金等については、2か年の精算になってまいりますので、翌年に、今年度もらい過ぎている分は来年度返さなくちゃいけないというようなふうにもなるんですが、当該年度で精算がつかみませんので、もらい過ぎの分はそのまま今年度の会計に入れるものですから、やはりその部分の中で負担割合が変わってきてしまうと。

おおむね県のほうの割合については、当該年度で精算がかかりますので、なから同様の手口になるかなというようなニュアンスもありますが、国・県のその部分については、今言った2か年の間での精算というようことになりますもので、若干そのところが負担割合が合わないと、会計の単年度的に見ると合わないというふうなことになります。この辺については、ぜひご理解をいただきたいと思います。

なお、介護保険の支払準備基金の年度末残高につきましては、おおむね2億1,000万円程度ということで今見込んでございますので、ご報告いたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 今現在、保険給付費が16億8,800万円ですが、これはおおむね、このとおりぐらいの保険給付費になるということによろしいんですね。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

こちらのほうは、次年度への繰越し、これは繰越財源のために、国に返還しなくちゃいけない補助金等、かなりの金額がございまして、それを繰越財源で残せるだけのものを、こちらの保険給付費のほうと地域支援事業のほう、該当する事業の返還する部分のところで残しておりますので、それは来年度の繰越財源として、国への返還金に充てる予定であります。

以上です。

議長（高山祐一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 11人で起立多数です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について、専決第9号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認されました。

承認第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認について、専決第10号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり承認されました。

承認第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について、専決第11号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

14 承認第10号 専決処分の承認について

専決第12号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について

15 承認第11号 専決処分の報告について

専決第13号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第14 承認第10号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について及び日程第15 承認第11号 専決処分の承認について、専決第13号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第10号 専決第12号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について及び承認第11号 専決第13号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第10号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴って改正したものでございます。

今回の税制改正に伴う税条例の改正概要は、住宅ローン控除制度の見直しに伴う個人住民税の改正や固定資産税における土地の負担調整措置などが主な内容です。

続いて、承認第11号 専決処分の承認について、専決第13号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴って改正したものです。

今回の地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等、課税額に係る課税限度額を引き上げるものでございます。

以上、承認第10号及び承認第11号についてご説明申し上げます。

なお、細部につきましては税務課長から補足の説明を申し上げますので、十分ご審議の上ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

承認第10号及び承認第11号について、税務課長。

税務課長（常田和男君） [承認に基づく補足説明]

議長（高山祐一君） 承認第10号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

承認第11号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第11号を採決します。

承認第11号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分の承認について、専決第13号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

16 議案第28号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）

17 議案第29号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（高山祐一君） 日程第16 議案第28号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）

及び日程第17 議案第29号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第28号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)及び議案第29号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第28号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。補正予算額は、歳入歳出それぞれ8,877万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ80億7,692万円とするものでございます。地方債の補正については、過疎対策事業及び急傾斜地砂防対策事業の増額に伴い、起債の限度額を変更するものであります。

補正予算の歳入から申し上げます。

国庫支出金の国庫負担金ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金について、4回目の接種に対応するため、増額補正してございます。

次に、国庫補助金について、令和4年度に繰越しとなった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、昨年度に引き続き実施される低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金を計上してございます。

続いて、県支出金の県補助金については、第6波対応事業者支援交付金などを増額補正してございます。

繰入金の基金繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額してございます。

諸収入の雑入では、大雪に伴う町営住宅改修に係る総合賠償保険費用の補正でございます。

町債では、生活改善センター解体工事に伴う過疎対策事業の増額補正などでございます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、コロナ禍の影響で増加しているウェブ会議に対応するため、システム導入費、克雪対策として小型除雪機購入補助金、PCR検査事業費などを計上しました。

民生費では、歳入でも申し上げました低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業に関する費用などを計上してございます。

衛生費では、新型コロナワクチン接種に係る関連費用、清掃事業所の整備工事費などを計上してございます。

農林水産業費では、生活改善センター解体工事に係る費用などを計上してございます。

商工費では、新型コロナ対応事業者支援給付金を増額計上してございます。また、やまびこ広場にドッグラン広場を整備するための費用なども計上してございます。

土木費では、県が実施する急傾斜工事の町負担金の増額分などを計上してございます。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や学校保健特別対策事業費を活用したコロナ感染対策事業などを計上してございます。

災害復旧費については、昨年度の大雪により被害のあった施設などの復旧費用を計上してご

ざいます。

続いて、議案第29号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,262万7,000円とするものでございます。

歳入の内容は、傷病手当金に係る県支出金の計上であります。歳出の内容は、傷病手当に係る給付費の計上でございます。

以上、議案第28号及び議案第29号についてご説明申し上げます。

細部につきましては、議案第28号を総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第28号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

18 議案第30号 令和3年度道路改良工事請負契約の締結について

19 議案第31号 令和4年度山ノ内町社会体育館解体工事請負契約の締結について

20 議案第32号 奥志賀地区地上権設定の期間延長に伴う変更契約の締結について

21 議案第33号 町有財産（土地）の無償貸付について

議長（高山祐一君） 日程第18 議案第30号から日程第21 議案第33号までの4件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長古幡哲也君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上4件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第30号 令和3年度道路改良工事請負契約の締結についてから議案第33号 町有財産（土地）の無償貸付についての4議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第30号 令和3年度道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、町道よませ保育園線の道路改良工事で、契約変更後の金額5,179万9,000円について、株式会社丸美商会と請負契約をするため、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第31号 令和4年度山ノ内町社会体育館解体工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

内容は、山ノ内町社会体育館の解体工事で、1億7,908万円にて守谷・平穏土建・丸美特定建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

続いて、議案第32号 奥志賀地区地上権設定期間延長に伴う変更契約の締結について申し上げます。

本案は、長野電鉄株式会社と平成4年から30年間の地上権設定契約を締結している奥志賀高原町有財産土地について、今月末に期間満了を迎えるため、期間延長に伴う変更契約を平成19年7月に事業承継をした株式会社奥志賀高原リゾートと締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第33号 町有財産（土地）の無償貸付について申し上げます。

本案は、湯田中駅周辺整備に伴う町有財産の土地を長野電鉄株式会社に10年の無償貸与しております。本年6月で契約期間が満了となるため、契約の更新について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第30号から議案第33号までの4議案について、一括ご説明申し上げました。

なお、細部につきましては、議案第30号及び議案第31号を建設水道課長から、議案第32号及び議案第33号を総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第30号及び議案第31号について、建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） [議案に基づく補足説明]

議長（高山祐一君） 議案第32号及び議案第33号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） [議案に基づく補足説明]

2 2 議案第34号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 3 議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第22 議案第34号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第23 議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第34号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第35号 職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第34号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案については、最近の物価変動等に鑑み、国政選挙における選挙運動に関し、選挙公営限度額の引上げを行うため、公職選挙法施行令等の改正が行われました。本条例については、国政選挙で定める単価を採用していることから、山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙運動用自動車、ビラ、ポスターの公費負担に係る各単価について、それぞれ改正を行うものでございます。

続いて、議案第35号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、人事院規則に示されている職員の育児休業等の一部改正が行われたことから、本町の職員においても育児休業を取得しやすくするために、勤務環境の整備に関する措置を追加するための改正を行うものでございます。

以上、議案第34号、議案第35号についてご説明申し上げます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

お疲れさまでございました。

(散 会)

(午後 零時17分)